

令和6年度 佐倉市プレーパーク支援事業補助金 収支予算書

申請団体名	
事業名	

●収入

(単位：円)

区分	内容詳細	金額
自己負担金		
参加者負担金		
協賛金		
出店料等		
市補助金(※)		
合計		

※ 参加費負担金・協賛金・出店料等による収入が発生する際は、補助対象経費からその額を控除して市補助金額を計算してください。

●支出

(単位：円)

【プレイワーカー人件費】

区分	内容詳細	金額
プレイワーカー人件費 ①		

【その他経費】

運営人件費		
保険料		
検査料		
消耗品費		
印刷製本費		
燃料費		
修繕費		
医薬材料費		
手数料		
賃借料		
その他補助対象経費 計 ②		
補助対象経費 計 ①+②		

補助対象外経費	上記項目以外の経費③		
---------	------------	--	--

事業経費 合計 (①+②+③)		
------------------------	--	--

〔備考〕

区分	補助率	内訳
プレイヤー人件費	10分の10	プレイヤーの配置に要する費用 (開催するプレーパーク1回につき、プレイヤーの配置に要する経費とし、プレイヤー1人当たり2万円を上限とする。)
運営人件費	2分の1	プレイヤーを除く運営に必要な者の配置に要する費用 (申請時における最低賃金法(昭和34年法律第137号)第10条第1項の規定により決定された千葉県の最低賃金に実働時間を乗じた額が補助対象経費となる。)
保険料	2分の1	参加者、運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害保険、損害保険等の保険料 事業で使用する施設、器材等の賠償責任の保証を行う保険料
検査料	2分の1	運営スタッフの検便等の検査費用
消耗品費	2分の1	文具類、材料費等の購入に係る費用
印刷製本費	2分の1	チラシ、パンフレット及び資料の印刷代
燃料費	2分の1	石油(混合油を含む。)、薪及び木炭の購入に係る費用
修繕費	2分の1	備品、器材等の修理に係る費用
医薬材料費	2分の1	医薬品の購入に係る費用
手数料	2分の1	金融機関の振込手数料
賃借料	2分の1	事業実施に必要な物品並びに会議室及び会場の賃借料